

「三重県こども計画(仮称)」中間案に対するご意見と県の対応、考え方

- 対応区分 ①反映する:意見を何らかの形で反映させたもの
 ②反映済:意見が既に反映されているもの
 ③参考にする:意見を今後の取組の参考にするもの
 ④反映または参考にすることが難しいもの
 ⑤その他:中間案から削除した文言に対する意見及び、中間案の内容以外に対する意見(①から④に該当しないもの)

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	全般		<p>子どもにかかる施策については、県と市町とで役割分担し、推進が図られており、県は特に困難を抱える子どもや家庭に対して、資源を集中され、課題に対処しているものと承知しております。よって、改正が予定されている「子ども条例」とともに、「三重県こども計画(仮称)」(以下、「本計画」といいます。)においても、虐待をはじめとする「権利侵害」「リスクへの対応」といったところが最初に掲げられているのだらうと拝察いたしますし、貧困、社会的養育、特別な配慮が必要な子どもに関しても、多くの紙面を割かれているものと思います。一方、本計画は、「子ども条例」や「こども基本法」と同様に、「全ての子ども」(ここには若者も含まれますが)を対象としているものであると思います。さらに言えば、市町が策定する「こども計画」は、本計画を勘案して策定することになっております。そういった点を鑑みると、本計画は「全ての子ども」に対する施策を定めるものであるべきですが、僭越ながら、全ての子どもを対象とした施策内容が少し薄いのではないかと感じざるを得ません。</p>	③	<p>県の子ども施策全体を含む計画であるため、支援や配慮が必要な子どもに対する取組も多く挙げています。一方で、他の個別計画にはなく、全ての子ども対象とした取組については、子どもの権利学習や意見表明、遊びや体験機会の確保に関する取組として記載しています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
2	全般		<p>本計画は、こども基本法及び子ども条例に基づき、子どもや若者の多様な意見を踏まえ、「全ての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」を目指し、本県の子ども施策について定めるものです。とありながら、本計画から受けた全体的な印象は、全ての子どもを対象とありながら、社会的養育を必要とするまたは配慮を要する子ども対象の計画であるかのような印象を受けました。重点的な取組の中でもいじめ、性犯罪、貧困、社会的養育、発達支援、ひきこもりなどへの支援があげられていて、「全ての子ども」が豊かに育つ支援とは程遠いと感じています。</p>	③	同上
3	全般		<p>改正条例案がそう感じられるのと同様に、この計画も全体的に、権利侵害が明らかで、課題を有する子ども、支援を要する子どもに向けた計画のように見えます。施策として緊急性のあるもの、具体的に実施すべき内容が明確なものなどが計画として表されるのは大切なことだと思いますが、まず、子どもにとって、学校、家庭、社会で権利が尊重されるということはどういうことなのかを丁寧に書かなければ、子どもも大人も「権利」を特別なものだと認識してしまうのではないかと、自分には関係ない、といった感覚で、自分事として捉えにくくなるのではないかと危惧します。「権利」が自分にとって大事なものであり、それは周囲のすべての人にとっても大事なものと子どもたちが理解すること、大人が日常のさまざまな場面で子どもの権利を意識し自分のものにしていくこと、これらは「子ども条例」の理念からも重要なことだと考えます。具体的な施策として見せることは困難でも、計画の最初に県としての「子どもの権利」への考え方をはっきりとお示しいただきたいと思います。</p>	①	<p>「第3章 計画のめざす姿等」第2節(2)子ども・子育て施策に係る計画の策定において、改正子ども条例の第3条(基本理念)を用いて、当計画での子どもの権利に対する考え方を整理しました。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
4	全般		<p>計画作成の元となる、子供の権利に関する理解についての4つの権利がおかしいので見直しを。外務省のホームページによると、4つの権利一般原則として「差別の禁止」「児童の最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「意見表明の機会」なのに、本計画では、生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利、となっており、理解を求める三重県側が間違っているように見えます。生命、生存及び発達に関する権利が生きる権利と育つ権利に分割され、意見表明は参加に書き換えられ、児童の最善の利益と差別の禁止は消え、守られる権利が新設されています。児童の最善の利益は言うまでもありませんが、子供の権利に関する条約における差別の禁止とは 子供が差別されない権利であり、「あなた自身にも人権があり 守られるべき大切な存在なんだよ」という人権教育の第一歩とも言える重要なものです。条約をそのまま書けとまでは言いませんが、元の意味を損なわない形での周知をお願いします。</p>	①	<p>現行条例では、以前ユニセフが示していた子どもの権利の4つの柱(生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利)を前文に記載し、それに基づく啓発や理解度の調査を実施していました。</p> <p>現在、ユニセフでは4つの柱に区分した整理を行っていないことは承知しており、改正子ども条例では、児童の権利に関する条約の4つの原則を基本理念として盛り込んでいます。</p> <p>計画においても、「第3章 計画のめざす姿等」第2節(2)子ども・子育て施策に係る計画の策定において、改正子ども条例の第3条(基本理念)を用いて、当計画での子どもの権利に対する考え方を整理しました。</p>
5	全般		<p>計画を通じて、多くの県民が理解できるよう、必要なものについては、脚注等の工夫をした方がいいと考える。(スマイルワーク、等)</p>	①	<p>説明が必要と思われる文言について、脚注を記載しました。</p>
6	全般		<p>全体を通して、用語説明の項目が必要と考えます。</p>	①	<p>同上</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
7	第2章 第1節		<p>環境の変化についての記載データの選択、構成などがどのように考えられているのか、異質なものが並べられているような印象があり、その意図が気になります。</p> <p>(1) 人口減少の進行 あえて「少子化」に言及することなく「人口減少」とした意味はなんでしょうか？人口減少による子どもの育ちに関する機会の減少については理解できますが、それとは別に長引く「少子化」の進行がもたらしている影響は別物としてでも取り上げるべきかと思います。</p> <p>(3) 新たな地域コミュニティの拡大 地域コミュニティとしながら、印象としては「貧困」などの課題を抱える家庭を対象として、現に行政が関わり、推進している取り組みについての記載だけで、他のものが表されていないように思います。どのような整理でしょうか。新たに拡大しているものを示すだけでなく、課題につながる自治会や子ども会の衰退などについても環境変化の中で触れるべきではないかと思います。</p> <p>(6) 不登校の増加(7) 日本語指導が必要な子どもの増加(8) 通級による指導を受けている子どもの増加 上記3点は第2節「困難を抱える子ども」ではない認識でしょうか？これらを「困難」だとする捉え方が不適切ということかとも思いますが、整理をどのようにされているのかがわかりにくいように思います。</p>	①	<p>少子化の進行がもたらしている子どもの育ちに関する機会の減少と、自治会や子ども会など従来の地域コミュニティが縮小している現状について追記しました。</p> <p>不登校、日本語指導が必要な子ども、通級による指導を受けている子どもについては、そのこと自体を「困難」と捉えるのではなく、施策を進めていくうえで押さえておくべき子どもの状況の変化であるとの認識から、第1節「子どもを取り巻く環境の変化」として整理しています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
8	第2章 第4節	18	<p>文言と統計資料の中に「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とある。統計開始が昭和 55 年からとなっているので統計開始時はこのような表記であったことは時代背景より理解はできる。しかし、現在もこの表記で統計を取ることに違和感がある。共働き世帯が増えていることは現状としてあるが、片働きであるからといって必ずしも男性が働いているとは言えない時代となっている。さらに、「無業」ということについて、意味としては「職業についていないこと」とある。意味としては合っているかもしれないが、給与が発生しないとはいえ、主婦(主夫)も仕事の一つであり、無業という呼び名はこの場合時代錯誤として感じられる。統計表記の改正として「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」から「片働き世帯」にするべきだと考える。</p>	④	<p>表記については、厚生労働省「令和5年版厚生労働白書」を出典として記載しています。 ご意見として参考にさせていただきます。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
9	第3章		<p>○第1節「国の動き」、第2節「県の動き」は、国・県の実際の動き、計画策定の経緯や考え方を説明されていると思いますし、第3節の「めざす姿」は、条例の文言のように大きくめざすところを表されていると思いますが、そのあとに計画そのものの考え方、策定の方向性を示すことなく、第4節の「推進の原則」となっています。</p> <p>第4節のはじめには「その取組の基礎となる考え方や約束事」が「推進の原則」であると書かれていますが、前提となる思いばかりで、この計画で具体的に何を実現したいかの「内容」が抜けているように感じます。</p> <p>特に、権利を真正面から捉える、という改正条例を踏まえたものとして策定しようとするときに、「すべての」子どもに関わる『権利』を県がどのように捉えて取り組もうとしているのか、一番大事なところを条例まかせにせず、丁寧に書き込んでいただく必要があると思います。</p> <p>○ 第5節「施策体系」</p> <p>「子ども条例」と「こども計画」の関係を示されていますが、計画において基本的施策がそのまま子ども条例の条項であることを疑問に思います。条例は施策ではなく、その時々状況によって内容が変えられるべきものでないと考えると、その条項を「基本的施策」と位置付けてしまうのは避けられるべきであると思います。条例は県民に向けて高らかに謳い、施策は条例の思いを最大に酌みながら総合的な観点で県民とともに書き込んでいくものと考えます。</p> <p>(1) 重点的な取組</p> <p>「施策体系」としながら、基本的施策の考え方・方向性が示されず、施策単位の取組の全体像がないまま、重点的な取組が羅列されています。次の第6節の「計画目標」では「めざす姿」に戻って「総合目標」が設定されていますが、何に、どう取り組むことで総合目標を達成しようとするのかがわかりません。</p>	③	<p>「第3章 計画のめざす姿等」第2節(2)子ども・子育て施策に係る計画の策定において、改正子ども条例第3条(基本理念)を用いて、当計画での子どもの権利に対する考え方を整理するとともに、県の基本的施策を改正条例で規定していることを追記しました。</p> <p>なお、条例で規定する基本的施策は抽象的な内容であり、これを具体的に展開するために11の重点的な取組を設定し、それぞれのめざす姿と主な取組及び目標を設定しています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
10	第3章 第4節	22	計画推進にあたっての理念的なものが取り上げられているが、「計画推進の原則」として「財源確保に最大限努めること」は、きわめて重要で不可欠なものと言える。項目として取り上げるか、はじめの文の中に「財源の確保に最大限努めることはもとより～～、」などの文言を入れるなどの加筆が必要と考える。	③	計画推進の原則は施策や取組を進める上で土台となる考え方を示すものです。 庁内外連携や子どもの意見反映、PDCAにより取組を進めていく中で、財源の確保に努めていくものと考えています。
11	第3章 第4節	22	事業展開のための財源の確保に最大限とりくむことは、欠くことのできない「計画推進の原則」のひとつと考えます。書き出しの「めざす姿の実現にむけて、～～」の文の中に、財源の保障に関する文言を入れるべきと考えます。	③	同上
12	第3章 第4節	22	ここでは、施策を展開するにあたり、その取組の基礎となる考え方や約束事が5つ挙げられているが、事業展開のための財源の確保に最大限にとりくむことは、計画推進をしていくためには必要なものであり、欠くことのできない「計画推進の原則」であると考えます。 学校現場は、市町の教育予算に大きく左右されており、市町によって大きく環境が異なります。ここに挙げられているような原則を達成し、推進していくためには、県としての予算確保が必要です。そのため、書き出しの「めざす姿の実現に向けて…」の文のなかに、財源の保障に関する文言を入れるべきと考えます。	③	同上
13	第3章 第4節	22	計画を推進するために必要な財源の確保に最大限とりくむことは、欠くことのできない「計画推進の原則」のひとつであると考えます。 物価高やそれに苦しむ家庭の経済状況が、子どもの育ちにマイナスの影響を与えたり、将来の展望を持たなくさせたりしている現状が社会の中にあると言われてしています。こうした現状をふまえ、書き出し文や(6)を起項して、公的財源による保証を文言として入れるべきと考えます。	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
14	第3章 第4節	23	第4節の計画推進の原則について、「子供が安全に安心して 意見を述べる場や機会を作り、対応しながら意見形成を支援し」の部分と、「子供が安全に安心して 意見を述べる場や機会を作り、大人による誘導的な会話にならないよう配慮しながら、対話による意見形成を支援し」に変更。	③	計画推進の原則は施策や取組を進める上で土台となる考え方を示すものです。 具体的に子どもの意見表明を取り組むにあたっては、ファシリテーターを活用するなど、大人による誘導的な会話にならないよう配慮しながら、実施していきたいと考えています。
15	第3章	26	(1)総合目標について 項目にある「生活に満足している」と思う子どもの割合、「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合、「自分が好きだ」と思う子どもの割合それぞれについて、全国学力・学習状況調査の同様の質問である「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」、「将来の夢や目標を持っていますか」、「自分には、よいところがあると思いますか」の三重県内の数値と10～25パーセント程度の乖離がみられる。記載のある現状値のもとになっているキッズ・モニターアンケート内に高校生を含むにしても、そもそも参加対象が限定的であり、実態に即した目標設定ができているのか疑問であるがいかかがか。	③	現状値は、令和5年度に県下全域の小中高（抽出調査）で実施した「みえの子ども白書 2024」の調査結果と近い値が多く、実態と乖離したものではないと考えていますが、「自分が好きだ」という設問については、R6年度の値が、子ども白書での調査や全国調査に比べてやや高くなっています。 実績値の把握の際は、工夫して調査を実施していきます。
16	第4章		重点的取組のすべてに言えることですが、〈主な取組〉が各課ごとに羅列してあるのですが、これをもっと整理して、落とし込まれた方が良くと思います。	①	重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の（多様な学び、遊び・体験機会づくり）において、〈現状と課題〉を全体的な内容から個別の内容という記載順とし、それに対応した順番で〈主な取組〉を並び替えました。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
17	第4章		○重点的取組の各々の<現状と課題>の構成(記載順等)が唐突で理解しにくく思います。<主な取組>が担当部署ごとの並びになっており、<現状と取組>を逆にその並びに合わせて記載されているようにも思いますが、取組から現状・課題を引っ張る形になると、唐突感があるばかりでなく、元々捉えるべき現状や課題が抜け落ち、県の認識が不足しているように見えてしまう気がします。全体的に思いますが、現状は大きく捉えていても、課題や対応の書き込みが現時点の取組から逆に書ける範囲の内容にとどまっていないでしょうか。	①	同上
18	第4章 重点1	30	小学校高学年の児童の社会性や規範意識を高めるための予防授業について言及されていますが、他の発達段階に対しては記載がないので加筆したほうがよいと考えます。	②	いじめ対策は、全ての校種および学年で取組を進めることとして、全ての児童生徒を対象とした取組を記載しています。
19	第4章 重点1	30	<主な取組>(いじめ対策)」の項目で、小学校高学年以外の児童生徒に対するとりくみが、まとめた形でしか取り上げられていない。他の発達段階に対しても、何らかの言及があっていいと考える。一考願いたい。	②	同上
20	第4章 重点1	30	<主な取組>(いじめ対策) 小学校高学年の児童の社会性や規範意識を高めるための予防授業について言及されているが、他の発達段階に対しては記載がないので加筆されてはどうかと考えます。	②	同上
21	第4章 重点1	30	<主な取組>(いじめ対策) 小学校高学年の児童の社会性や規範意識を高めるための予防授業について言及しているが、他の発達段階に対しては記載がないので加筆されてはどうかと考える。	②	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
22	第4章 重点1	30	<p>(いじめ対策)</p> <p>いじめ対策として、学校と警察との連携について記載されてはいかがでしょうか？また、その連携について児童ならびに保護者に周知すると記載されてはいかがでしょうか？文科省が昨年出した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版」第三章第二節において、重大事態(同ガイドライン第1章に記載の定義では、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階)の調査において下記の通り記載があります。「いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。」「令和5年2月7日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに情報共有を行い、警察と連携して対応しなければならない。」「また、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察(「学校・警察連絡員」等)に相談・通報すること。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。」そして、同第二章第一節には、学校における平時からの備えとして、下記の記載があります。「いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要である。」</p>	①	<p>学校だけでは解決困難な事案が増加しており、関係機関と連携して対応することが必要であることから、取組を追記しました。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
23	第4章 重点1	30	(いじめ対策)「いじめ対応情報管理システム」について 今年度、「いじめ対応情報管理システム」が導入されたが、システムエラー、使い勝手、運用上の制限等により、情報共有に今まで以上に遅滞が生じており、いじめ認知件数も正確に把握しているのか疑問がある。遅滞なく共有し迅速に対応するために、システムありきではない、柔軟な方策を併せてとるべきであると考えがいかがか。	③	令和6年度から本格運用を開始した本システムについて、学校現場や各市町等教育委員会のシステム利用者等から、システム改修の意見を多くいただきました。使用者の幅広い意見を反映させ、より使いやすいシステムとなるよう改修する予定です。
24	第4章 重点1	30 31	子どもの権利等について考察をいただき、ありがとうございます。 その中で、いじめや不適切保育などの言葉が出てきますが、これらを策定していくからには、具体的な方策が必要です。呼び掛けや啓蒙活動ではすでに実りあるものには行き着きません。これらの実現にあたっては多くの場合、各市町の対応に依存することが多いです。三重県の呼びかけに対して、必ずしもすべての市町が意図を組んで対応できる場合ばかりではないので、県と市町でともに考え、ともに歩んでいただきたく願います。いじめや不適切保育についていえば、人員の不足が直接、間接的に原因となっている場合があるのではないか、と想像します。具体的な方策といえば、この場合で言えば、人件費の手当は当然ながら、人を雇えないでいる状況を考えて、「公立からの派遣」や「市町を挙げての保育教諭等の募集作戦」などを実施していく必要があると、思います。もっと発展的に考えて、流入人口を増加させる策などが縦に横に交わり続けるものです。これらについての詳細を、同計画に掲載すること適切ではありませんが、少なくとも実働する最前線の人たちは、その都度、随時強い意志で工夫を強いられることと思います。また、強いられることを認識していく必要があると、切に思うものです。この計画が策定されるからこそ発生する新たな行動が湧き上がってくることを、ともに認識したい所です。	③	いじめ、不適切保育については、現場の人員不足を含めた様々な要因があると考えており、市町や関係機関と連携しながら、取組を進めていきます。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
25	第4章 重点1	32	「いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」とありますが、この項目は、学校生活だけにとどまらないと考えるため、「安心な家庭生活」に関わる項目も追加するべきかと考えます。	②	子ども家庭センターは母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置されているため、重点目標「子ども家庭センターの設置市町数」については、「安心な家庭生活」に関わる項目として設定しております。
26	第4章 重点1	32	<重点目標> 「いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」とあるが、この項目は、学校生活だけにとどまらないため、「安心な家庭生活」に関わる項目も追加するべきかと考えます。	②	同上
27	第4章 重点1 重点2		弁護士による出前授業とてもいいと思います。子供達も「いじめはだめ」というのは分かっているはずです。そこに法規・社会全体・学校以外の者の目線が入り、違う角度から自分たちの行動を見れる、また困ったときに頼れる外部の存在があると学べると思います。 性被害防止も、弁護士・警察などの協力をいただいで取り組んでいただきたいです。	③	・引き続き、弁護士によるいじめ予防授業や動画教材を通じて、児童生徒が法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からもいじめがいけないことであると気づき、いじめに向かわない態度・姿勢を身につけられるよう取組を進めてまいります。 ・教職員による児童生徒への性暴力防止については、今後弁護士や警察とも連携しながら、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに向けて取組を進めてまいります。
28	第4章 重点2	33	<現状と課題>リスク対応であれば、インターネットトラブルや性犯罪の前に、子どもによる暴力の加害・被害や虐待少年の現状(おそらく減少していること)についてどこかで触れてもよいのではないかと思います。そのうえで、「一方で、インターネット…」といった流れであれば、わかりやすいのではないのでしょうか。	③	子どもによる暴力や虐待少年など重点的な取組2に関連する個別の内容は他にも様々ありますが、県が取り組むにあたり特に重要な内容を項目ごとにまとめ、整理しています。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
29	第4章 重点2	33	子どもたちが生活していく上で、インターネットとの関わりは切っても切れません。「インターネットの適正利用」とありますが、何ををもって「適正」とするか現状として整理できていません。子どもたちを取り巻くインターネット環境の問題点を明らかにし、必要な手立てを講じていくとともに、「適正」という表現を再考されるべきだと考えます。	①	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年)」を参考にして、「SNS の正しい利用」を「SNS の安全で安心な利用」に修正しました。
30	第4章 重点2	34	<主な取組>(インターネットに関わるリスクへの対応)」において、「SNS の正しい利用」との記載があるが、何ををもって「正しい」とするのかさまざまな考え方があると思う。「一切関わらない(使わない)ことを是とする」考えもあることや、「どの発達段階なら何が適切で何は不適切だ」など大人の中でも整理できているとは言い切れない。現状のように「正しさ」が不明確なものを現場に押し付ける形にするべきではない。表現の再考を求める。	①	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年)」を参考にして、「SNS の安全で安心な利用」に修正しました。
31	第4章 重点2	34	<主な取組>(インターネットに関わるリスクへの対応) 学校現場でも学習にとりくむことは大切であると考えますが、「SNS の正しい利用」については、確立された指針等が示されておらず、何ををもって「正しい」とするのか現状として整理できていません。現段階で各教科の授業ですめることはむずかしいと考えます。また、このことを学校現場に一任するのは、現場の負担になります。表現を再考されるべきと考えます。	①	同上
32	第4章 重点2	34	<主な取組>(インターネットに関わるリスクへの対応) 学校現場でも学習にとりくむことは大切であると考えますが、「SNS の正しい利用」については、確立された指針等が示されておらず、何ををもって「正しい」とするのか現状として整理できていません。現段階で各教科の授業ですめることはむずかしいと考えます。表現を再考されるべきと考えます。	①	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年)」を参考にして、「SNS の正しい利用」を「SNS の安全で安心な利用」に修正しました。 ・インターネット問題の未然防止には、情報モラル教育などを通して、各教科や特別活動等を横断して未然防止に取り組む必要があることから、「各教科の授業」を「教育活動全体」に修正しました。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
33	第4章 重点2	34	<p><主な取組>(インターネットに関わるリスクへの対応について)</p> <p>インターネット利用の若年化に伴い、学校現場での学習へのとりくみについては必然的なものであると思います。これはスマートフォンやGIGA端末の利用等の環境の変化からと思うが、容易に接続できることからインターネットの利用を通じたトラブルに巻き込まれる危険性も増加し、情報モラルの向上も含めたインターネットの適正利用に係る啓発が急務かと思えます。その中で、P34の【教育委員会】が示す主な取組で「各教科の授業で、子どもたちの発達段階に応じて、インターネットにおけるコミュニケーションのトラブルやSNSの正しい利用についての学習を進めます。」とあるが、具体的にはどのようなことなのか、何がSNSの正しい利用なのか、非常にわかりにくい感じがします。また、各教科の授業とあるが、教科によって何を子どもたちに伝えるのか、確立された指針がないので指導者としては理解に苦しみます。各教科という表現はいかがなものかと思えます。ただいろんな場面で子どもたちに対応していくのは必要と思えます。</p>	①	<p>インターネット問題の未然防止には、情報モラル教育などを通して、各教科や特別活動等を横断して未然防止に取り組む必要があることから、「各教科の授業」を「教育活動全体」に修正しました。</p>
34	第4章 重点2	34	<p>P34「各教科の授業で…SNSの正しい利用について学習を進めます」との記載についてです。今の子どもたちをとりまく環境をみていくと、SNSの利用の仕方について学習していくことは必要だと思えます。ただ、現在の学校現場は、各教科の教科書を終わらせるだけでもギリギリの状況です。そのような中で、各教科の授業でSNSの正しい使い方の学習を進めますというのはいかなり無理があるように感じます。教科書にないことを子どもたちに学ばせませす。それなりの準備も必要になってくると思えます。</p> <p>また、何をもちて正しい利用なのか具体的に示していただかないと職員は進めにくいのではないかと思います。</p>	①	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
35	第4章 重点2	34	<p><主な取組>インターネットに関わるリスクへの対応</p> <p>インターネットに関わるリスクによって、子どもたちの健やかな成長が妨げられるケースや、いじめや不登校につながっているケースが散見されます。また、そのリスク辞退も多種多様化し、見えにくくなっています。</p> <p>学校現場でも学習に取り組むことは大切であると考えますが、「SNS の正しい利用」については、確率された指針等が示されておらず、何をもって、「正しい」とするか整理できていません。そのため、現段階で各教科の授業を進めることは難しいと考えます。「チーム学校」や「働き方改革」を推進していくためにも、県や各市町にさらに専門の対策チームを設置する等して、取組を進めていく旨を記載してはどうかと思います。</p>	①	同上
36	第4章 重点3	38	<p>「重点的な取組3 子どもの権利に関する理解の向上」において、すべての大人があらためて丁寧に学びを深めること或いは学びなおすことに注力すべきであることを厳しく書き込むべきと考える。子どもを大人の付属物としか考えていないような主張をしたり、地方議会において「子どもに権利など必要ない。人格もない。」との発言があったりしたことについてしっかりと受け止めるべき。</p>	③	<p>子どもの権利を守る大人が子どもの権利を理解することは非常に重要なことと捉えています。</p> <p><現状と課題>の「保護者、学校等の関係者及び県民並びに子ども自身に学ぶ機会を提供し、啓発・教育を強化する必要があります。」という記載にて、県が全ての大人を対象とし、子どもの権利に対する理解を向上させる必要性を記載しています。</p>
37	第4章 重点3	38	<p><5年後のめざす姿><現状と課題></p> <p>理解を向上させるべき対象に「保護者、学校等関係者、県民、子ども自身」があげられているが、県民全体が対象であるとらえるために、「保護者、学校等関係者をはじめとするすべてのおとな、ならびに子ども自身」という表記にすることを求めます。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
38	第4章 重点3	38	<現状と課題> 権利侵害の例示が、虐待やいじめ、貧困、ヤングケアラーといった明らかな課題を有する子どもに限定されているように見えます。普段の家庭生活や学校生活の中での権利侵害にかかる認識が示されなければ、子どもから見ても、大人から見ても、権利侵害が自分とは関係ないものになってしまうのではないのでしょうか。	①	課題を有する子どもに限定した内容とならないよう、全ての子どもを対象とした内容に修正しました。
39	第4章 重点3	38	子どもが権利の主体であり、それを社会全体で共有すべきであるということは、こども大綱でも一番に取り上げられ、全ての施策の基本となるものと思います。一方、子どもに対する関心が薄れていること、地域社会との関わりが薄れていることは、本計画4～5ページ、7ページでも取り上げられており、大きな課題であると思います。このため、重点的な取組3(本来ならば1番目に置いてしかるべきですが)については、多方面から子どもの権利に関する意識啓発を行うべきであると考えますが、取組の主管部局が少子化対策課と教育委員会のみとなっています。ここでは、例えば地域社会、コミュニティや、企業に対する意識づけを行うため、それらに関わって市町との連携を図る地域連携・交通部の取組や、産業団体とのつながりのある雇用経済部、農林水産部、観光部の取組などがあってしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。子どもや子育て家庭に対する関心が薄れることは、少子化を一層進めることにつながると考えます。子どもの権利というものの意識づけを通じて、子ども、子育てに対する関心を高めるよう、全庁的な取組がなされることを期待いたします。	③	まずは、県の子ども施策に関わる全ての所属に、こども基本法や子ども条例で定められた子ども施策への子どもの意見の反映など、新たな視点・考え方を共有し、意識改革を進め、全庁的に子どもの権利に関する取組が広がるよう推進していきます。
40	第4章 重点4		(多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実)において、さらに多くの県の各部局の参画が可能なのではないかと思います。いわゆる産業系の部局では、「農林水産部」の記載はあるが、全庁的にもっと広げてほしいと考える。再考をすべき。	③	(多様な学び、遊び・体験機会づくり)や(子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)については、いずれも全庁的に関連する項目ではありますが、計画の記載については、主な取組として代表的な取組を掲載しています。今後、全庁的に広がるよう、推進していきます。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
41	第4章 重点4		項目名の「多様な学び・居場所・体験機会の充実」に即して、県としてのとりくみを掲げるのであれば、さらに多くの県の各部局の参画を願いたい。「農林水産部」のみでなく、全庁的なとりくみが可能であることを記載すべきと考えます。	③	同上
42	第4章 重点4	40	部活動の地域移行(展開)について、参考ではあるが本市の独自調査においても学校の部活動を子どもが居場所として感じている割合は比較的高く、子どもの放課後や休日の居場所のひとつとして考えているが記載はいかがか。	①	家庭でも学校でもない第3の居場所の1つとして部活動を整理し、記載しました。
43	第4章 重点4	40 41	(多様な学び、遊び・体験機会づくり) <現状と課題>および<主な取組>の冒頭部分で触れている「性」に関する内容は、本項目ではなく「重点的な取組2 子どもを取り巻くリスクへの対応」に含めるべき内容であるかと考えます。項目移動が妥当かと考えます。	③	<現状と課題>および<主な取組>の冒頭部分で触れている「性」に関する内容は、性犯罪・性暴力のリスクへの対応という趣旨を含んだ取組ではありますが、性と生殖に関する健康と権利の観点から、自分の将来を考えるライフプラン教育などの取組も含んだ「多様な学び」という整理をしています。
44	第4章 重点4	40 41	重点的取組4 多様な学びの支援と居場所・体験の機会の充実が、唯一、全ての子どもを対象としている取組ですが、現状と課題の中の冒頭の文章「SNS の普及等により…」が、その文章が冒頭にくることが理解できません。せめて、「ライフスタイルの変化によって…」が冒頭にくべきです。冒頭の文章は、重点的取組2に入れるべきではないですか。	③	重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の(多様な学び、遊び・体験機会づくり)において、<現状と課題>を全体的な内容から個別の内容という記載順とし、それに対応した順番で<主な取組>を並び替えました。 また、「性」に関する内容は、性犯罪・性暴力のリスクへの対応という趣旨を含んだ取組ではありますが、性と生殖に関する健康と権利の観点から、自分の将来を考えるライフプラン教育などの取組も含んだ「多様な学び」という整理をしています。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
45	第4章 重点4	40 41	<p><現状と課題> <主な取組>ともですが、(多様な学び、遊び・体験機会づくり)の内容に強い違和感があります。</p> <p>1項目目、性教育・性被害の防止がこのセクションの項目であることの原因がわかりません。この取組は【重点2 リスク対応】にも性犯罪のことなど記載されています。意味合いが異なるということかもしれませんが、重点4にも「予防」といった文言が見られます。少なからずリスク対応の視点はあるものと見受けられます。整理して合わせられてはいかがでしょうか。</p> <p>また、ライフスタイルの変化を現状とした課題は、「自然と触れ合う機会の減少」だけでしょうか？先に書いたように、現状は大きく捉えられているのに、課題の捉えや対応の書き込みが現時点での担当者が知る範囲、取組を書ける範囲、の内容にとどまっていらないでしょうか。</p>	① ③	<p>「性」に関する内容は、性犯罪・性暴力のリスクへの対応という趣旨を含んだ取組ではありますが、性と生殖に関する健康と権利の観点から、自分の将来を考えるライフプラン教育などの取組も含んだ「多様な学び」という整理をしています。</p> <p>ライフスタイルの変化も含め、子どもを取り巻く環境の変化による、実体験や様々な年代の人と関わる機会の減少なども想定されることから、記載内容を修正しました。</p>
46	第4章 重点4	41	<p>子どもたちの居場所やイベントなどを開いていただく際、東紀州に住む子どもたちには、物理的・金銭的な理由で参加したくても断念するしかない状況にあります。「地域の差が、子どもたちの利益の差にならない」よう、検討をお願いします。</p>	③	<p>地域や家庭の経済状況により、イベント等に参加が難しい子どもがいることを認識し、できる限り工夫や配慮した企画を行うよう庁内会議で周知していきます。</p>
47	第4章 重点4	41	<p>「多様な学び」の項目になるかもしれませんが、県として地域の小型児童館の役割をどのように認識されていますか？子どもの居場所としても重要な場所かと思いますが、いかがでしょうか。</p>	③	<p>地域の小型児童館においては、子どもが安全に安心して過ごせる居場所であることが重要であると考えています。そのため、子どもの自己肯定感が醸成できるような環境づくりや、子どもの権利や意見を尊重した活動を担う役割があると認識しています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
48	第4章 重点4	41	<p>(多様な学び、遊び・体験機会づくり)</p> <p>「発達段階に応じた包括的性教育」とありますが、「いのちの安全教育」としてはいかがでしょうか? 「包括的性教育」の実施については広く市民の理解を得られているとは言えず反対意見が極めて多いこと、更に包括的性教育において「発達段階に応じた」の意味するところが自明ではないこと、以上から、学校教育でない部分であっても、「発達段階に応じた包括的性教育」を計画に記載することが不適當に思います。</p>	③	<p>三重県は、「包括的性教育」を、性や生殖に関する知識だけでなく、人間関係やジェンダー平等、性の多様性など、さまざまな要素を含む、人権を基盤とした教育であるにとらえており、必要な取組であると考えています。</p> <p>計画案の「包括的性教育」という表現に対して様々なご意見をいただいたことを重く受け止めるとともに、今後、取組を進めていくにあたっては、いただいたご意見も踏まえたうえで、関係機関や専門家、教育現場と協議を重ねながら、慎重かつ丁寧に子どもや若者にとって適切で有益な取組となるよう努めてまいります。</p>
49	第4章 重点4	41	<p>「包括的性教育」はしばしば行き過ぎた性教育につながることも指摘されています。まだ精神的に未熟な年ごろの思春期の生徒たちに LGBT(特にトランスジェンダー)を教えることは、かえって混乱させることになりかねません。性自認の問題は、特に子どもたちに取り返しのつかない精神的・肉体的負荷を与える心配があります。慎重に進めて下さるようお願いいたします。</p>	③	同上
50	第4章 重点4	41	<p>主な取り組みとして、学童から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取り組みを進めますとありますが、文科省が進めているのは生命の安全教育であり、この計画においても、教育委員会や子供の自殺対策犯罪などから子供を守る取り組みでは、生命の安全教育という言葉が使われています。国の方針や三重県での現場の取り組みが生命の安全教育であるのに、主な取り組みだけ包括的性教育というのは、国の一部である自治体のあり方や計画の全体像から見ても不自然すぎます。主な取り組みの部分も生命の安全教育で統一して下さい。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
51	第4章 重点4	41	包括的性教育とありますが、性への興味を煽るような内容にならないようにお願いします。ネットでは幼児から自慰行為を教えたり、積極的に他者との触れ合い方を教えている教材を見て驚愕しました。	③	同上
52	第4章 重点4	41	三重県こども計画の案を拝見しました。『包括的性教育』を目指していらっしゃるようで、こども達にとって大変危険なので意見せずにはいられず御意見申し上げる次第です。三重県職員の皆様は、包括的性教育が何なのか御存じなのでしょうか。あなたの小学2年生の息子さんまたはお孫さんが「学校で習ったから、友達のケンタ君とアナルセックスしてみたら気持ちよかったよ!」と言ってきたら「それは頑張ったね!」と褒めてあげる覚悟はお持ちですか? 男女の恋愛すらまだ知らない子供に、偏った過激な性教育を行う必要性があるのでしょうか。大人になり自分で判断つく年齢になれば、同性愛でも何ら問題なく日本は、人物的魅力があればマツコデラックス氏が毎日テレビに出る人気者になるような寛容な社会です。しかし、心身ともに成長して一定の年齢に達するまで、過激ではない「普通の性教育」を受けたいという子供、父兄の権利は無視されて良いはずがありません。男女の恋愛を志向する人が多数派である事は自然の摂理として今後ずっとそうです。少数派を「尊重」する事は必要ですが、多数派が少数派の志向を「強制」される話にすり替えられていませんか? 普通の性教育を受ける、という【多様性】が否定されるのならば包括的性教育の目的は子供の為ではなく偏ったイデオロギーを強制する事が目的にほかなりません。包括的性教育に断固反対します。	③	同上
53	第4章 重点4	41	計画の中の包括的性教育の推進については、LGBT 理解増進法の流れで多様な性についての教育が含まれております。欧米諸国では既に行き過ぎたポリコレのイデオロギー論に歯止めをかけるべく、過度の性教育を禁止する法案が提出されるなど、子ども達の健全な心身の発達の妨げになるとの議論もなされております。慎重な議論をお願いいたします。	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
54	第4章 重点4	41	<p>「三重県子ども計画」中間案の感想としては、子育て支援からいじめ対策、その他てんこ盛りで、全体的に見れば「ああ、そうか」と納得させられそうだと思います。気になったところは、まず、「子供」ではなく「子ども」である点。左翼の偏向したデマによるものですね。「多様さ、多様性」や「権利、子供の権利」の濫用。そして、その思想の必然的な帰結として「学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる 取組を進めます」に繋がるのだと思います。包括的性教育について担当者の皆さんは多くの知識を得られているとは存じますが、失礼ですが「仲間内」になっていませんか？「性」を切り口として人や社会を語ることは逆で、まず人の在り方や他者の繋がりを理解する。その中で性を語るべきと考えます。近代教育学では「子供たちには教えるより自分たちで考える力を」と言ってきましたが、ハンナ・アーレントは『教育とは新しく人間の社会に参入する者たちへの「文明へのいざない」である』と書いています。いざないと訳しましたが、"INVITATION"、です。それは人間が培ってきた知識や文化を伝授してもらおう子供の権利です。言葉も人権思想も公の意識も全て文化の創造物です。子供たちが自分の力で考えることが出来るように、伝えるべきことをまず伝えるのです。これは保護と同じ大人の義務です。また、人は他者との繋がりの中で「自己実現」します。であれば、共同体である社会は、一人一人が大切にしなければ壊れてしまうものだという事も教えて頂きたい。最後に、子供たちの権利を本当に守るのであれば、まず選択的夫婦別姓、つまり「強制的親子別姓」に反対しましょう。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
55	第4章 重点4	41	子どもたちに LGBT に関連する片寄った性教育をするのを止めてください。まだ成長途中の子ども達に、・性別は二つだけではない・特殊な性嗜好などどんちんかんなことを学校で教育することは不必要です。アメリカでは幼い子どもがそれにより、自己判断もできないうちにホルモン治療などを受け、後に後悔するというもおきています。いま世界が多様性の押し付けが間違っていたことに気づき始め、軌道修正をし始めています。日本のやろうとしていることは周回遅れなうえに、利権の絡んだ金儲けのためです。子どもの教育に関する間違いは訂正に膨大な年数がかかります。そして子どもの人生すら変えてしまいます。こんなことを短い期間で決めて実行するのは愚かといえませぬ。日本はもともと多様性を認めることのできている国です。学校での片寄ったジェンダー教育に反対します！	③	同上
56	第4章 重点4	41	海外では青少年に過剰な性教育や多様性を推進したことで、性自認で性犯罪が多くなっていることや成長した時に混乱をきたして自殺願望が多くなる子がいることをご存じですか？またこれまでの育てていた人たちは、多くがそのような過剰な性教育は受けなかったですが、何か困ったことがあったのでしょうか？デメリットが多いことを強制的にやるやり方には、反対します。子どもを持つ親として、親が見えない場所で将来的に問題が出るようなことにつながることは教えてほしくないです。	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
57	第4章 重点4	41	<p>主な取組として、学童から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取り組みを進めるとございますが、文科省が進めているのは生命の安全教育であり、この計画においても教育委員会や子供の自殺対策、犯罪などから子供を守る取組では、生命の安全教育という言葉が使われています。国の方針や三重県での現場の取り組みが生命の安全教育であるのに、主な取組だけ包括的性教育というのは、国の一部である自治体の在り方や計画の全体像からみて不自然です。包括的性教育を推進したスウェーデンでは、レイプ被害率は南アフリカに次ぐワースト 2 位(日本の 64 倍)と言われており、子どもたちの性被害を助長する危険があります。主な取組の部分も生命の教育で統一してください。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
58	第4章 重点4	41	<p>＜主な取組＞の1番目「価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、小学校高学年向けパンフレットの活用をはじめとする学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます」について、義務教育学校の児童・生徒に対する包括的性教育の実施には賛成できません。包括的性教育の内容を見ましたが、幼児期の子どもに自慰行為を教える、思春期の子どもに同性同士の性行為を教える内容となっており、とても発達段階を考慮しているものとは思えません。性というのは羞恥心を伴うものであり、真っ白な子どもにとってはショックを受ける子もいると思います。</p> <p>ある記事で、中学教師の性教育の実施として、男女同室でコンドームの装着を学ぶというのを読み、自分だったら異性ととも実物を用いて学ばされるのはデリカシーや配慮がなく、本当に嫌だなと感じました。他者を思いやる気持ちは性教育でなくとも育まれるものと考えます。また、包括的性教育の中には性の多様性についても含まれており、性別は男と女だけではなく人の数だけある、性はグラデーションである、性には4つの性があり、体の性、心の性、好きになる性、表現する性は人それぞれ違うと示されています。わずか10歳の子どもがこのようなことを教えられたら子どもは勘違いしますし、混乱します。不安定にさせることを教えないでください。包括的性教育の中身については精査されたのでしょうか。よって、この項目の削除を求めますがいかがでしょうか。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
59	第4章 重点4	41	<p>条例案の中にある「包括的性教育」を削除して下さい。欧米などで行われている「包括的性教育」により、大人の女性に移行する自分の体に嫌悪感や違和感を抱き、乳房切除手術や思春期ブローカー（前立腺がん治療薬ニュープリン）、男性ホルモン剤を使用し、公開する少女達があります。医療問題になっています。他にも先行国では数々の問題が起こり、イギリスの元首相、アメリカの時期大統領が「性別は男女の2つだけ」と言い、性別はグラデーションという考えを否定し、人はなりたい性別になれる等と子供達に教えることを禁止し始めています。思春期の揺らぐ精神状態の子供達に男女の性別の垣根を曖昧にするような教育をするべきではありません。「包括的性教育」ではなく文科省のすすめる「生命の安全教育」を行ってください。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
60	第4章 重点4	41	<p>包括的性教育の導入は不適切です。学習指導要領にのった「性に関する指導」である必要があります。p33 に国の「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」につき言及されていますが、「性教育」「包括的性教育」の文言は一つもありません。国、文科省がすすめているのは「生命の安全教育」です。「生命の安全教育」＝「包括的性教育」ではありません。3つのファイルが公開されているのでご参照ください。</p> <p>https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html</p> <p>三重県はライフプラン教育をこれまで取り組んでこられました。しかし包括的性教育は、ライフ(人生)の一部である性行為・生殖(中絶を含む)に偏っています。子供を育む家庭の価値の高さ、子供をいつくしむこと、自分も親になって子供を前向きに育てる意識づけといった、家庭重視のライフプランを自治体にはリードしていただきたいです。また、包括的性教育は文化的な違いを考慮していません。キリスト教国、イスラム、仏教国。さらに、宗派の違い(カソリックとプロテスタント)もあり、それぞれに性的規範も、家庭像も違います。わが国日本も、独自の文化・価値観を持っています。包括的性教育は国際基準であるとのことですが、その国際欧米諸国では、子供への包括的性教育を停止するところも出てきています。先行して包括的性教育が行われた国々で、子供間性暴力が増えた(性行為に興味をもったため)、性的にアクティブになった(性的なことは恥ずかしいことではないとの教えのため)などです。包括的性教育が、子供の性被害防止になるか否かは、おおいに異論があるところではあります。自治体がこれらの懸念点を検討せず、国とも足並みをそろえず、導入するのは問題があると考えます。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
61	第4章 重点4	41	私は保育士ですが、こどもまんなかと国が推し進める一連の政策は、本当に子供の為となっているか疑問です。少子化対策、子育て支援などお金ばかり使っていても方向が全く違うと感じます。例えば、包括的性教育は本当に必要でしょうか？中身を知れば、我が子に受けさせたいと思う親の方が絶対的に少ないはず。小学校入学前から、自慰行為を教えたいですか？そんな事は絶対に間違っています。日本は日本らしい、道徳的観点を重要視したものを大切にしていけるべきです。	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
62	第4章 重点4	41	<p>「価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産や性に関する科学的根拠に基づいた正しい知識を習得し予防行動がとれるよう、小学校高学年向けパンフレットの活用をはじめとする学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。」「産婦人科医、教育委員会等と連携し、思春期保健指導セミナーを開催するなど、思春期世代の性に関する現状や課題、支援方法等に関して啓発に取り組みます。」</p> <p>ここで指す包括的性教育はユネスコの国際セクシュアリティガイダンスが元となっているもので、ゆくゆくは子どもたちにアナルセックスまでを教えていくものだということをご存知でしょうか？内容としてはあくまで「セックスポジティブ」なものとして伝えるために、リスク面は軽いものかのようになっています。必要かつ正確なリスクが伝っていません。(体格差による内臓損傷などの大きなものまでが)また包括的性教育がとり入れられるようになった流れ全体は極めて政治的なものであり、1/20以降のアメリカのトランプ政権では、すでに大きな揺り戻しが来ることもなっています。(現在ではDEIから撤退する企業も増えています)なぜなら、包括的性教育をとり入れた学校において、子どもたちがトランスジェンダーになりたがり、思春期ブロッカー(二次性徴を止める効果のある薬)投与→ホルモン治療→性別移行手術へと進んでいった結果、最終的にその3つは子どもを不妊にさせる・医療漬けとするなど、不可逆な治療であったことが明らかになったためです。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
			<p>アメリカでは訴訟問題になっています。(詳細は書籍「トランスジェンダーになりたい少女たち」、Dr.のレポートであるキャス・レビューなどをご参照ください。)保護者から子どもの親権をとり上げる(アメリカにおいてはスクールカウンセラーの立場が強かった影響もありますが)流れになったアメリカやイギリスの(ロボットミーにも並ぶ)失敗を、今更日本でもなぞらえていくのでしょうか。子どもに科学的に曖昧な基準を植えつけることによって思春期の不安を増させる必要性を全く感じません。トランスジェンダーについての統計では、自閉症や摂食障害の子どもがなりやすいということも分かっています。</p> <p>つまり発達障害やトラウマを抱くお子さん(背景に家庭虐待やいじめなどの環境要因がある)ほどそう至りやすい傾向にある、ということです。不安定な子たちに対して誘導的になってしまわないでしょうか？外部講師といった形で産婦人科医・助産師(公認心理士)を呼ぶことにも強い懸念を抱きます。活動家の多くにはその肩書きを持つ方も多く、すでに養護教諭や行政・警察相手でも積極的に“良いものだ”と伝えているからです。社会において立場の弱い側が辛い思いをしがちな性についてを殊更ポジティブに伝えることは、安易な性行為・性的行動の推奨に他なりません。(現在は性犯罪となるものが、いずれは非犯罪化してしまうことにも繋がります。ドイツのフシュケ・マウさんの言葉をご参照ください)また包括的性教育には権力勾配(階級)にまつわる話が出てきません。推進したい側(活動家)の多くは”権力を持つ側”に属しているためです。弱い側への配慮が足りていません。一見良さげな「同意」についても、実質的には同様のこととなっています。2児の保護者として、強く反対します。</p>		

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
63	第4章 重点4	41	<p>リプロダクト・ヘルス・ライツや包括的性教育について載っています。リプロダクト・ヘルス・ライツや包括的性教育は、アフリカや欧米の、強姦や性被害、小児売買、小児性被害が日本の比ではない国を基準に作られた、非常に過激な内容で、日本の実情には適さないどころか、性犯罪をさらに増やしかねない内容です。小児期から、自分の身体に触って気持ちよさを感じる、自慰行為、様々な性行為、避妊しての性行為(これは同性愛が多くHIVや性感染症が蔓延している国だからです)、射精を伴わない性行為などを教える内容です。このような内容が子ども達になされることは、性道徳を乱し、性行為の低年齢化、犯罪を助長することに繋がります。文科省で進めている「生命の安全教育」は包括的性教育とは異なるものです。文科省で規定している内容を逸脱したことを、活動家の講師によって巧みに学校でも教えられている現状があり、大変危険です。教員も聖人ではなく、性犯罪も多々報告され、教員自身が「正しい性行為」なるものを教えられるわけがありません。非常に危険です。包括的性教育を進めている第一人者、過激な性教育で問題になった性教協などを調べてください。常識的な大人ならこのような内容を子供達に教えようとは思いません。文科省の学習指導要領を逸脱した内容を、県独自で進めることが先例になると、他の自治体にも広がる可能性があり、大変迷惑です。どうか常識的な判断をもって、危険な包括的性教育は導入しないでください。子供達には、文科省の「生命の安全教育」と、道徳をしっかり教え、心を育ててください。純粋な子供達をおかしの性教育で染め、子供時代を奪わないよう、三重県の良識的な判断をお願いいたします。</p>	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
64	第4章 重点4	41	包括的性教育について、性教育の前に人体と心についての教育が先ではないのでしょうか。自分と他人は違う思想や肉体を持っていること、自分を含めた命の扱い方についての思想が未熟な時期から性に関する教育を促進させるのは、混乱を招くだけではないのでしょうか。教わったことをもとに思考を巡らせる能力が未発達な時期の子供に教育をしたとしてもそれは「用語を学んだだけ」で用語が示す内容や多角的な視点まで理解できず、無自覚に自他を傷つける原因になるのではないのでしょうか。文科省が進めている「生命の安全教育」の徹底もできていないうちに包括的性教育を行うのは、子供の人生の軸を偏らせたり歪ませる可能性高いのではないのでしょうか。今を生きる子供と、その子の子孫も健全に社会生活できるようにするところまで考えることが現代の大人の役目であるなら包括的性教育の導入は反対です。	③	同上
65	第4章 重点4	41	(多様な学び、遊び・体験機会づくり) こちらの中に包括的性教育という言葉が使われておりますが、現在、文科省では生命の安全教育が行われており、この内容で十分理解できると思います。包括的性教育は海外のプログラムであり、まだ未熟な子供たちにマスターベーションを教えることも想定されています。また、海外で実施した際は、通常性行為以外の方法(アナル)を教え、大問題と保護者も訴えております。現行のはどめ規定を守り、生命の安全教育に変更お願い申し上げます。	③	同上
66	第4章 重点4	41	「小学校高学年向けパンフレットの活用をはじめとする学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる 取組を進めます。」 →小学生にこのような教育をするべきではない、これらは家庭で行う教育であり、学校を通して行うことは、共産主義的な全体主義の価値観である。	③	同上
67	第4章 重点4	41	包括的性教育推進に反対します。生命の安全教育でじゅうぶんです。	③	同上

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
68	第4章 重点4	41	<p>(多様な学び、遊び・体験機会づくり)</p> <p>価値観やライフスタイルが多様化する中で、子どもや若者が学童期から自分の身体について理解し、家庭生活や家族の大切さ、(中略)学童期から発達段階に応じた包括的性教育につなげる取組を進めます。</p> <p>→包括的性教育ではなく、文科省の学習指導要領にもある生命の安全教育に留め、包括的性教育という表現は用いないようお願い致します。理由は、別添の歌劇な性教育及び多様性教育(包括的性教育)等に関する要望書(2024年8月賛同者3084名とともに文科省提出)内に問題点が書かれております。</p>	③	同上
69	第4章 重点4	41	<p>インターネットやSNSの普及により、子どもが害のある情報に触れる機会が増えています。学校に通う年齢の親として大変心配しています。しかしながら、特に「性に関する情報」は、親が子どものインターネット・SNSの利用をどの程度管理できるかによって、子どもの知識量が異なってくると思います。「寝た子を起こす」ようなことにならないよう、県は細心の注意を払って、子どもの性教育に取り組むべきです。</p>	③	関係機関や専門家、教育現場と協議を重ねながら、慎重かつ丁寧に子どもや若者にとって適切で有益な取組となるよう努めてまいります。
70	第4章 重点4	42	<p>(不登校の子どもへの支援)</p> <p>市町が設置する校内教育支援センターの機能が十分発揮できるよう、人的配置を含め、充実させることを求めます。</p>	②	主な取組の中で「市町が行う校内教育支援センターの設置や指導員配置を支援します」と記載し、支援の充実に向けて取組を進めてまいります。
71	第4章 重点4	42	<p>(不登校の子どもへの支援)</p> <p>様々な事情により学校への登校が難しい生徒が増えている中で、教育支援センターに求められるニーズは高まっています。自宅からの距離が遠く、自力で通うのが難しい児童・生徒のためにも教育支援センターの各市町への配置、増設、拡充を強く求めます。</p>	③	現在県内には、全ての市町の子どもが利用できるよう、22か所の教育支援センターが設置されています。引き続き、教育支援センターが地域の不登校支援の中核となるよう、機能の充実に向けて取組を進めてまいります。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
72	第4章 重点4	41 42	子どもが安心してすごすことができる多様な居場所づくり、不登校支援について、不登校の要因について「大勢の人と過ごすこと」に不安を感じ、教育支援センターにも頼ることができない場合もあります。そこで、少人数の子どもに対応できる施設の検討をお願いしたいです。全ての子どもに対応することは難しいことだと思いますが、日中の居場所を充実させるに当たって、参考にしていただけると幸いです。ただ、教育支援センターも現状の対応で手一杯になっており、機能強化には人的配置も必要だと考えます。	③	教育支援センターにおいては、個々の状況に応じて、小集団や個別での支援を実施しています。引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、教育支援センターの機能強化を進めるとともに、子どもの多様な学びの場の充実に向けて取り組んでまいります。
73	第4章 重点4	42	(不登校の子どもへの支援) 学びの多様化学校の設置・拡充の方針について、記載はできないか。	①	令和7年4月に開校する「県立みえ四葉ヶ咲中学校」について記載しました。
74	第4章 重点4	42	(不登校の子どもへの支援) 開校予定の「県立夜間中学校」についても記述すべきと考えます。	①	同上
75	第4章 重点7	48	特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援について、交流および共同学習を充実させていく旨の記述はありますが、全体としてさらにインクルージョンの視点をとり入れるべきだと考えます。	①	「地域の方々を招いた特別支援学校の見学会の実施や特別支援学校に在籍する子どもの文化芸術活動、地域行事への参加などをおして、周りの子どもや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。」を取組に追記しました。
76	第4章 重点7	48	全体として、課題や特性に応じた個別の支援に関する記述中心になっているので、インクルーシブな社会の実現をめざしていくために、インクルージョンの視点をとり入れた施策についてもさらに書き加えるべきと考える。	①	同上
77	第4章 重点7	48	(特別支援教育の推進) 交流および共同学習を充実させていく旨の記述はあるが、全体としてインクルージョンの視点をとり入れるべきと考えます。	①	同上
78	第4章 重点7	49	(発達支援) 「小児科医等を対象とした連続講座の開催等」の例示があるが、実際には支援体制の充実につながっておらず、具体策に乏しく感じるがいかかか。	①	身近な地域で相談支援を受けられる体制づくりのため、市町の相談支援体制の充実や相談窓口で関わる職員の資質向上に取り組む必要があると考えているため、取組を追記しました。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
79	第4章 重点7	49	<p><主な取組>(発達支援)</p> <p>「発達支援」というのはよく聞きますが、相談支援の場ではトラウマについては研修等されないのでしょうか？(TIC=トラウマインフォームドケア)トラウマを扱う医師・心理師の多くは、TIC の理解が支援の場から社会全体に広まることによって、支援者による二次加害が減ると言います。しかしながら、実際の相談支援の場においては TIC を理解している支援者を見るのがほぼありません。(三重県ですでにされているようでしたら、私が存じ上げないだけなのでスルーして頂いて大丈夫です)</p> <p>実際の支援現場では、トラウマティックな環境においてもまずは”発達障害”と診断がなされている子どもも多くみられる…と。トラウマのメガネ(TIC視点)がないと、そこまでが見えてこないために安直に”発達障害だ”となるのが問題視されています。これは、”症状が一緒なんだから対応も大体一緒でいい”ではないのです。視点がまったく変わってきます。被害者の視点を一層丁寧に見られるものとなるため、子も親も同時に理解して関わっていくことが可能となります。ぜひともとり入れていただきたいです。せっかく相談に行っても窓口対応で心をへし折られたり、相談の中で二次加害を受けて次はもう行かない…なんてこともありますので。大切な繋がりを最大限活かせる方法を。もしとり入れられる場合には、白川美也子医師を推させていただきます。(「子どものトラウマがよくわかる本」著者でもあり、精神科医・臨床心理師の方です)予算的に本腰を入れられるようであれば、TF-CBT までをセットで支援者が学ぶことができるかと思います。どうか子育て支援に強い県の見本となつてくだされば幸いです。また前述のトランスジェンダーになりたい子どもたちについても、同じようにTIC視点は欠かせないケアとなつてきます。合わせてご一考ください。</p>	③	<p>相談支援の現場においては、トラウマについての理解を深め、その子どもの視点や子どもの状況を理解しながら相談支援にあたる必要があると考えています。引き続き、研修等を通して職員の資質向上に取り組んでいきます。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
80	第4章 重点7	50	<p><主な取り組み>(特別支援教育の推進)</p> <p>小学校、中学校、高等学校で提供できる支援の内容が異なり、「小学校はしてくれたのに」や「高校ではできません」進学時のギャップに課題があると思います。場所や時間、人員が増えるだけでも余裕が出て、つなぎ目のない支援が可能になると思います。</p>	③	切れ目ない支援体制の充実に向けて、引き続き取り組んでまいります。
81	第4章 重点7	50	<p>(特別支援教育の推進)</p> <p>「高等学校の通級による指導」について現状県内4校(北星、伊勢まなび、みえ夢、紀南)での自校通級のみと認識しているが、今後の方針(拡充)があれば記載はいかがか。</p>	①	「通級による指導を実施する高等学校の拡充に向けた取組を進めます。」を取組に追記しました。
82	第4章 重点8	51	<p><現状と課題>1行目、「大人が意見を聴いてくれる子どもは…」の表現が気になります。</p>	①	「自分の意見を大人に聴かれている子どもは」に修正しました。
83	第4章 重点8	51	<p>「社会的養護下にある子供など、意見の表明が困難な状況にある子供の視点に立った取り組みが必要となります」を「社会的養護下にある子供など、意見の表明が困難な状況にある子供に対しても可能な限り意見表明ができるよう接しつつ、どうしても困難な場合も子どもの視点に立った取り組みが必要となります」に変更。</p> <p>社会的保護下にいる子供というのは一般の家庭に比べ様々な問題がある可能性が高く、なおさら話を聞くべき対象だと思えます。現実問題として児童保護施設などで虐待がある以上、そこにいることたちは意見表明が困難だからと大人が代弁してはその子たちの声はどこにも届きません。</p> <p>本計画においてもそういった子供たちからも意見表明できるようにと計画を組んでるのに、この部分だけしなくて良いとなってるのは不自然です。</p>	③	意見の表明が困難な状況にある子どもに対しては、具体的な取組において、「子どもの権利擁護コーディネーターを配置するとともに、児童相談所一時保護所や一時保護専用施設、児童養護施設などにアドボケイトを派遣します。」や「児童相談所や児童養護施設等職員のアドボカシーへの理解を深めるため研修会を開催します。」を記載しており、子どもの視点に立った取り組みを推進していきます。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
84	第4章 重点8	51	こどもの意見の政策反映について、こども家庭庁の示す「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」や「自治体こども計画策定のためのガイドライン」のみならず、それらの策定に当たっての意見募集(パブリック・コメント)の結果にも配慮しての計画策定を望みます。当該意見募集においては多数の懸念を伝える意見が届いていますが、それらの少なくとも一部に対して、こども家庭庁は自治体が適正に対応することを期待する旨を回答しています。	③	三重県においても、「県民等の意見を行政に反映させる手続きに関する指針及び運用方針」に基づき、提出された意見を考慮して計画を策定します。
85	第4章 重点8	51	<p><主な取組>こどもの意見の聴取について、自治体の責務として、「意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、あるいは一部の属性に偏らないように努める」としてはいかがでしょうか？</p> <p>「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」におけるパブリックコメントにおいて、例えば同案第二章p14への意見に対し、こども家庭庁は「意見を聞く相手が偏ってしまう可能性は排除できない」とし、「多様なこども・若者から参加してもらえよう、各府省庁や地方自治体で取り組んでいただきたい」と自治体に対する意向を述べています。また、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」におけるパブリックコメントでも、例えば意見16-21への回答において、こども家庭庁から同様の意向が改めて示されています。具体的には、意見を聴取した対象が短期間に重複しないように聴取対象者をリスト化して管理する、意見聴取に携わる部署や連携する団体等を固定せずに一定期間での交代を義務化する、といった対応が考えられます。</p>	③	子ども・福祉部が実施する「キッズモニター+」や子どもだけで構成する会議体などにおいて、より広く子どもが関わる施策について意見を聴く場合は、周知の方法や選定結果の公平性を考慮し取組を進めていきたいと考えています。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
86	第4章 重点8	51	<p><主な取組>こどもの意見聴取について、自治体の責務として、「意見を聞くに当たって連携する団体について、広くその情報収集に努め、適格性を慎重に判断する」としてはいかがでしょうか？こども家庭庁のガイドラインに沿って民間団体と協働して取り組まれるかと思いますが、世上には多様な民間団体があり、中には必ずしも連携することが適当でない団体があることも想定されます。例えば、当然行われるであろう行政での審査に加え、事前に情報提供を呼び掛けたり、保護者団体や地域団体等の他分野の団体の意見を聞いたりすることなどが考えられます。また、一定期間ごとに関わる団体が交代するように規定することも考えられます。</p>	③	意見聴取の際に連携するファシリテーター等については、適切な選定に努めます。
87	第4章 重点8	51	<p><主な取組>自治体の責務として、「こどもの自由な意見発信が大人に妨げられることが無いよう、連携する民間団体や保護者、地域社会といった関係者とともに、配慮する」としてはいかがでしょうか？こどもの意見を聞くにあたりその発信前に大人が過度に干渉して意見に影響を与えることは慎まねばなりません。しかしながら、意図せずとも、熱心に情報提供をするなどだけでも結果として干渉となることがあり得ますし、更には意図的に干渉して行う場合も想定され、こういった懸念への対処は自治体において適正に行うことが求められます。特に、意見発信において連携する民間団体等はその意見を引き出すこと、更には場合により記録することも委ねられることから、特に厳に干渉が戒められるべきと考えられます。例えば、こども家庭庁「こども・若者参画及び意見反映専門委員会」では、意見発信をサポートする民間団体の事例(p24)として「●●の計画だったり、法律だったり、色んなことをレクチャー」「地域をどうしようかというのを全部サポート」「何回も何回もやって(略)しっかり準備」と、意見発信をすることも影響を受けることが不可避であるような取組が述べられており、その意図によらず、こどもの本来の意見から変化してしまう懸念が消せません。</p>	③	意見聴取の際は、ファシリテーターを活用するなど、子どもが意見表明しやすい環境をつくるために安全・安心な場をつくり、また、子ども施策に関する情報を適切に提供していきます。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
88	第4章 重点8	51	「差別を解消し人権が尊重される社会をつくる主体者としての意識を育む」とありますが、こどもの意見発信が特定の主義主張に紐付けられないよう、削除されてはいかがでしょうか？これでは「差別のない社会を作る」ため以外では意見発信できないなど、特定の主義主張に沿った意見や議題以外が封殺される懸念があります。基の趣旨に添って、こども・若者が自分の関わることに對して真に自由に意見発信ができるように、一切の主義主張や思想と切り離した記載となるよう、ご配慮を頂きたくお願いします。	③	こどもサミットは、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の趣旨をふまえ、地域の多様な主体と協働して差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる主体者を育成することを目的としています。子どもが権利意識を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう取り組んでまいります。
89	第4章 重点8	51	「子どもの意見表明を進めるために、意見を表明しやすい環境づくりや専門人材を 活用した意見表明に対する支援が必要」、また主な取組、少子化対策課中の3番目「子どもの意見を聴き取る際は、意見表明支援員をファシリテーターとして参加させるなど、意見を表明しやすい環境づくりを行います」、それに対する重点目標が「子どもの意見が県の施策に反映された数」とありますが、特定の団体の意見を子どもが代弁させられないか、意見誘導が行われないかという懸念があるが、専門人材の選定の方法や中立性の担保はどのように考えているのでしょうか。	③	専門人材を選定する際は、アドボカシーに関するスキルを持っているなど、子どもが意見表明しやすい環境づくりが可能な人材であることを考慮して選定することを考えています。
90	第4章 重点8	51	子供の意見表明がしやすくなるよう、大人や専門家が支援する計画のようですが、子供の意見が誘導されないよう、大人の意見を子供の意見として代弁させることのないような、対策を願います。	③	子どもが意見を言いやすい環境をつくるために安全・安心な場をつくり、子どもの意見表明をサポートするファシリテーターを活用し、子どもの意見が誘導されないよう工夫することを考えています。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
91	第4章 重点8	51	<p>子どもの意見表明の機会をつくることについて、こども基本法、こども大綱で強調されています。これについても重点的な取組8(これも、2番目に置いてしかるべき基本的事項ですが)において取組が記載されていますが、少子化対策課、児童相談支援課、教育委員会のみが取組が列挙されています。確かに、少子化対策課の取組の最後に「全ての所属に」、「全庁的な意識改革」と記載していただけていますが、より積極的に位置づけていただかないと、本計画の進捗管理・評価にも乗らず(対象とされず)、意見表明の機会が設けられないのではないかと危惧いたします。現時点で全ての所属にというのは難しくとも、意見表明の機会があると想定できるもの、例えば総合計画の策定(政策企画部)、地域防災計画の策定(防災対策部)など、子どもの未来に関わる事柄への意見表明の機会づくりについては、本計画に列挙してしかるべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	③	<p>子どもの意見表明支援には、スキルが必要と考えており、まずは子ども・福祉部で子どもの意見表明のプラットフォームを作り、各部署の活用を促進します。また、子どもだけで構成する会議体では、子どもに関わる施策全般を対象とした意見表明の機会とします。</p>
92	第4章 重点8	51	<p>子供が県政への施策とありますが、補助する教職員の思想などへの誘導等を危惧します。子供たちの希望を反映は素晴らしいですが、まずは学校のルール等の分野で留めるべきではないかと思えます。子供は、まだ成長自体も未熟な段階で、成長につれて考え方もかなり変わります。経験値もたらない中、ただ、施策を考えるというのは少々横暴な気がします。全体に関わる施策は反対します。</p>	③	<p>子どもの意見を聴くことにより、子どもの状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになるとともに、子どもの地域社会への愛着を育むことも期待されます。また、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や社会の一員としての主体性を高めることにつながります。意見を聴く際は、子どもにとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定することや、県の施策を分かりやすく情報提供することを意識し取り組むことを考えています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
93	第4章 重点8	52	<p>「教職員が子どもに寄り添い、意見表明や社会参画を促すことができるよう、自己肯定感を育む方法や子どもの活躍の場の作り方などを学ぶ研修を実施し、教職員の資質向上を図ります。」</p> <p>学校教育における土台、教師⇄生徒間のコミュニケーションがそもそもトップダウン型のままですと難しいことだと考えます。まずは教師(大人)自身が「同意のとり方」(大人・子ども間においては”権力勾配について”は外せません。)を学び実践し、子どもたちが”フラットなやり取りができて(子どもから先生に話しかけやすい、話したくなる)”と思えて初めて前提が整うのではないのでしょうか。現状がそれ以前の状態にある以上は、子どもたちは抑圧されたままの環境下で、先生主導で動かされるのみになると思います。わが子が通う学校の、”子ども主導の(はずの)場”でも結局先生主導となっているので…。教える側の関わり方が根本的に切り替わらない限り、大人の誘導になることが否めません。そして現状では、前述通り外部からの懸念もありますので、今すぐやろうとしたところで健全な形がとれるように考えられません。それと…学校教育は”社会に向けた準備期間”となっていますが、道徳や人権的なメッセージと、資本主義に準じた先生方の実際の関わりとの間に乖離があり、結果的に子どもたちにはダブルバインドメッセージとなっています。(これもメッセージを受け取る側に混乱を引き起こし、判断できなくさせてしまう… いわば支配・操作的なものです)今後もそうしないためには、教育する側がまず”一貫したメッセージ”を発信していくことが重要なのではないのでしょうか。前に進みたいと新たなことを試みても、土台がガタガタでは結果は出ません。どうぞ丁寧に子どもたち自身をみて関わりを大切にしてくださいただらと思います。急いだところで、悪循環をさらに増やすばかりかもしれませんので…。</p>	③	引き続き、教職員が子どもに対する受容的・共感的な態度を身につけ、子どもと信頼関係を構築することができるよう、教職員の資質・能力の向上に取り組んでまいります。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
94	第4章 重点8	52	<p><主な取組>「教職員が子どもに寄り添い、意見表明及び社会参画を促すことができるよう、(中略)教職員の資質向上を図ります。」</p> <p>→教職員の思想や考え方によっては意見誘導を危惧します。また、未成年で責任能力がない子どもがいきなりハードルが高い施策を考えさすより、学校内のルールや地域課題のルールやマナー等に留める等工夫が必要です。</p>	③	<p>子どもが安心して自分の意見を述べるためには、教職員が受容的・共感的な態度を身につけ、子どもと信頼関係を構築することが必要です。引き続き、教職員の資質・能力の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、学校において、身近なルールである校則の見直しに生徒が参画し、意見が反映される取組等を進めてまいります。</p>
95	第4章 重点10	57	<p><主な取組>「・待機児童の解消に向けた」で始まる部分(中黒1つ目)について、当該部分は、保育士修学資金貸付制度及び保育士就職支援準備金貸付制度と関連していると思いますが、「保育士確保」及び「保育士をめざす学生等」にいう「保育士」は、上記両制度と同様、保育士資格を取得すれば、就職先は保育所だけでなく、認定こども園、幼稚園(預かり保育を常時実施している施設もしくは認定こども園への移行を予定している施設)でもいいということでしょうか。</p>	②	<p>ご認識のとおりです。</p>
96	第4章 重点10	57	<p><主な取組>「・保育実習の質」で始まる部分(中黒2つ目)について、「実習生の保育所等への就職」とありますが、「等」には保育所以外のいかなる施設が含まれるのでしょうか。</p>	②	<p>実習生の就職先としては、保育所や認定こども園、幼稚園などの教育・保育施設が含まれています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
97	第4章 重点10	57	<p><主な取組>「・保育士の業務負担」で始まる部分(中黒3つ目)について、前段につき、保育補助者雇上費貸付制度と関連していると思いますが、同制度では対象施設を保育所だけでなく幼保連携型認定こども園等も含まれているところ、<主な取組>で「保育所」に限定したのはなぜでしょうか。後段につき、認定こども園及び幼稚園等でも特に配慮が必要とされる児童の受入れのため保育士や教員を加配することはあり得ますが、「私立保育所等」の「等」にはいかなる施設が含まれるのでしょうか。また、後段及び後記4の「保育士」とは、上記1同様、保育所で就労する保育士だけでなく、保育士資格を有していれば、認定こども園、幼稚園(預かり保育を常時実施している施設もしくは認定こども園への移行を予定している施設)で就労する者でもいいのでしょうか。</p>	①	<p>「保育補助者の雇上等を行う保育所への補助」については、こども家庭庁所管の「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育補助者雇上強化事業費補助金」を指しています。当該補助金は、私立の保育所のほか、私立の「幼保連携型認定こども園」や「小規模保育事業所」等も対象としているため、「私立保育所等」に修正しました。</p> <p>また、後段に記載の「私立保育所等」の対象についても前述と同様です。</p> <p>なお、ご指摘いただきました保育補助者雇上費貸付制度につきましては、認定こども園や幼稚園で就労している保育士も対象となります。</p>
98	第4章 重点10	57	<p><主な取組>「・待機児童の解消や」で始まる部分(中黒4つ目)について認定こども園のみならず幼稚園でも、預かり保育を常時実施したり、2歳児保育等を行ったり、待機児童の解消や低年齢児保育の充実に取り組み、保育士や教員を加配することがあり得ますが、「私立保育所等」の「等」にはいかなる施設が含まれるのでしょうか。</p>	②	<p>「保育士を加配して低年齢児の受入れを行う私立保育所等に補助」については、「低年齢児保育充実事業費補助金」を指します。当該事業は、「私立保育所(保育所型認定こども園含む)」および「私立幼保連携型認定こども園」が対象となります。</p>
99	第4章 重点10	57	<p><主な取組>「・地域の子育て支援」で始まる部分(中黒5つ目)について、当該部分では「保育士の資質向上」とされ、重点的な取組1の(不適切保育の防止)では(29頁、31頁)、「保育士等の資質向上」とされているのはなぜでしょうか。</p>	①	<p>保育士等には、幼稚園教諭並びに保育士と幼稚園教諭免許の両方を有する保育教諭も含まれているため、記載については、「保育士等の資質向上」に統一しました。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
100	第4章 重点 11	59	(不妊支援)はこの項目ではなく、重点9に入れた方が良いように思います。 若者年齢を主な対象としているかもしれませんが、県計画の中で「若者への支援」に入っていることに違和感があります。	③	重点的な取組9「妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援」においては、安心して出産や子育てができる環境を整備することで、子どもが健やかに育つことを目的としています。 重点的な取組11「若者への支援」では、めざす姿の「将来にわたって幸せな状態で生活することができる」を達成するため、子どもから自立した大人に成長する過程である青年期において、固有の課題に対して支援を行う取組をまとめた項目のため、不妊支援を位置付けています。
101	第4章 重点 11	59	「若者への支援」は青少年関連施策でないと考えてよいでしょうか。 県としての青少年に関わる課題として取り上げるような施策は特になのでしょうか。	②	重点的な取組11「若者への支援」については、青年期における固有の課題に対する支援を整理しています。 青少年に関する取組としては、重点的な取組2の(通学路等の安全確保)において、「図書類取扱店やカラオケボックス等に対し、青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、条例の趣旨の周知を図るとともに、区分陳列の履行や青少年の深夜入場禁止に対する協力を促し、有害な環境をなくすことを推進します。」と記載しています。

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
102	第5章		<p>少子化対策について、現在子ども家庭庁が主管する各種の支援事業には出生率改善と相関する事業は存在しない(下記参議院質問主意書より)ことから、EBPMの観点からは個々の自治体において支援事業と出生率改善とを独自に結びつける際には地域の事情に沿って十分にその効果とコストとを考慮し、その結果を市民に開示することが必要に思います。</p> <p>参考:第213回参議院質問主意書、27 番および 77 番</p> <p>https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213027.htm</p> <p>https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/213/meisai/m213077.htm</p>	③	<p>ご意見ありがとうございます。 参考にさせていただきます。</p>
103	第5章		<p>子ども家庭庁に準ずる形での計画との理解でございますが、基本的に子育て支援が少子化対策に有効な施策とは思えません。</p> <p>子育て環境を整える事は大切ですが、子育てをする為の家族を作る段階で経済的な不安や出産前後の職場の受け入れ、子どもの預け先などの環境整備に予算をかける事を望みます。</p>	②	<p>「子育てをする為の家族を作る段階で経済的な不安」に対しては、重点的な取組11の(就労支援)や重点的な取組9の(子育て家庭への経済的支援)にて、「出産前後の職場の受け入れ」に対しては、重点的な取組9の(仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進)にて、「子どもの預け先などの環境整備」に対しては、重点的な取組10の(幼児教育・保育、放課後児童対策の推進)にて、取組を計画に盛り込んでいます。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
104	第5章		<p>子どもの健康・保健に関連する箇所に、子どもへの受動喫煙の危害について触れていないようですが、子どものいる場所(特に家庭内など)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底が必要です。</p> <p>(1)子ども(胎児を含め)のいる場所や傍での喫煙(加熱式タバコを含め)は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ・蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えています(既に多くのエビデンスの集積がある)。</p> <p>(2)子どもたち(の多く)はそれらの害に思い及ばず、自らの意思で避けることができ難いです。子どもの1/3以上の家庭で、同居家族に喫煙者がおり、その多くは直接子どもへの受動喫煙を避けるようには配慮しているのかもしれませんが、家庭内の受動喫煙は避けがたいですし、外で吸ったとしても、家に戻れば呼出煙が出て、害を及ぼします。</p> <p>(3)都道府県や市の受動喫煙防止条例では以下のような規定を設けている例がいくつかありますが、まだ少数のようで、貴計画でも同様の趣旨を盛り込み、また別途同様の条例制定で、子どもたちの健康を受動喫煙の危害から守るようお願いします。</p> <p>(4)子どもの家族の喫煙者の禁煙をサポートするための「禁煙外来治療費助成」(2/3 助成)の予算化を、県と市町村でご検討をいただいてはどうか。</p>	③	<p>本県においては、改正健康増進法に基づき、喫煙場所に20歳未満の者を立ち入らせてはいけないというルールについての周知啓発や本県独自の取組として「たばこの煙の無いお店」促進事業を行い、受動喫煙防止対策を推進しています。喫煙率の低下や20歳未満の周囲の喫煙で困っている人の割合が減少傾向であることから、引き続き動向を見守りつつ、受動喫煙防止対策の推進や禁煙支援に関する情報提供を行っていきます。</p>
105	第5章 第1節	62	<p>項目名の(子どもが安心して過ごし～ 略 ～質の高い公教育の再生等)の「の再生」という表現を「のための条件整備と環境の充実」等の表現に変更されてはどうかと考えます。</p>	①	<p>「子どもが安心して過ごし学ぶための取組の充実と環境整備」に表現を修正しました。</p>
106	第5章 第1節	62	<p>(2)学童期・思春期)においても、「・教職員配置基準の改善」を追加して明記すべき。</p>	②	<p>「教職員配置基準の改善」については計画上「学校における働き方改革の推進」の中に含むものとして整理しています。</p>
107	第5章 第1節	62	<p>(2)学童期・思春期)においても「・教職員配置基準の改善」を明記するべきと考えます。</p>	②	<p>同上</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
108	第5章 第1節	62	<p>(2)学童期・思春期においても「教職員配置基準の改善」を明記するべきと考えます。</p> <p>加えて、教員のなり手不足や欠員状況が大きな課題となっている現状を鑑みて、「人材の確保」の観点からも取組を明記するべきと考えます。</p> <p>また、項目名の「子どもが安心して過ごし～略～質の高い公教育の再生等」の「再生」という表現を「のための条件整備と環境の充実」等の表現に変更されてはどうかと考えます。</p>	① ③	<p>・「教職員配置基準の改善」については計画上「学校における働き方改革の推進」の中に含むものとして整理しています。</p> <p>・「人材の確保」の観点から、学童期・思春期に「教職員の人材確保」を追加しました。</p> <p>・「子どもが安心して過ごし～略～質の高い公教育の再生等」については、表現を修正しました。</p>
109	第5章	64 69	<p>(3) 青年期（高等教育の修学支援、高等教育の充実）</p> <p>(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>大学等の高等教育への就学支援について、就学せずに働くこともまた子ども・若者の権利であり前向きな選択肢の一つであることを明記すること、そして就学者への過剰な支援により非就学者が不利となって新たな不平等を生まないよう配慮すること、以上を記載してはいかがでしょうか？例えば農林水産業、工業、工芸等の職については大学等の高等教育への就学よりも早期に就業することにより実技術を学ぶことが有利な状況も多く、前向きな選択として義務教育終了時や高校卒業時に就職することも考えられます。</p>	③	<p>高校卒業後に就労を希望する生徒に対する就労支援や、地元の企業等と連携して生徒が地域に魅力のある産業や仕事があることを知る機会を設けるなどのキャリア教育の充実にも努めています。</p> <p>③ 進路の選択は個人の自由意思によるものですが、記載の取組については、経済的な事情でその希望がかなわない場合に支援を行うものです。高等教育機関への進学を推奨するものではありませんので、ご理解ください。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
110	第5章 第2節	66	<p>(子どもの可能性を拡げていくためのジェンダーギャップの解消) 教育を通じた男女共同参画の推進・性的マイノリティの子どもに関する理解増進やきめ細かな対応の推進・固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する情報収集や情報発信 →可能性を広げるために、なぜ LGBTQ の教育を幼い頃から子供たちに洗脳するような教育を行う必要があるのか？既に米国では、いきすぎたジェンダーの教育が、子供たちに悲惨な性転換手術などを引き起こしている。非常に危険な左翼的な思想が、子供のためと言いながら、潜り込んでおり子供たちの未来を失わせ、強いては社会を破壊しようとするものである。</p>	③	<p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に向けた教育に努めることが規定されており、県では、性的マイノリティとされる子どもが、自分自身の存在を肯定的に捉え将来に展望を持てるよう、性の多様性への理解を増進するための取組を進めています。取組を進めるにあたっては、児童生徒の性別に関する違和感は成長に従い変容すること等をふまえておく必要があると考えています。 また、自身の性のことで悩んでいる子どもに寄り添い、誰もが希望を持って挑戦し、参画・活躍できる社会の実現に向け取り組んでまいります。</p>
111	第6章 第2節	70	<p>こどもの意見の政策反映について、行政および連携する団体等に関する情報や聴取した意見、質疑等の経緯、そしてその提言に対する行政の対応など、細やかに情報公開に努めることを自治体の責務として記載されてはいかがでしょうか？意見を発したこどものみならず、発しえなかった方にも次につながるよう、その政策反映の過程はいつでも誰でも見られることが理想です。また、一般的な参政権に基づく民主主義とは異なる当事者主義での行政運用に繋がる取組であり、なればこそ、参政権を有する大人(若者を含む)から広範に理解と支持をされるように十分に情報公開が成される必要があろうと思います。</p>	③	<p>子どもの意見を聴き県の施策に反映する際は、聴いた意見を受け止め、どう反映するのか、また聴いた意見がどのように扱われたのかを子どもにフィードバックし、結果を公開することを考えています。</p>

番号	項目	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
112	第6章 第3節	70	<p>「取組の進捗状況等を…ホームページ等を通じて公表し」と積極的な情報公開について記載されていて好感です。更に、本計画に関する様々な施策、事業に関して、自治体において年度ごとに事業評価がなされ確実に市民に公開されることを望みます。社会保障費の暴騰が続き、国民負担率も上がるなか、必要な事業を無理せずともしっかりと守るためには市民にその必要性が示され続けねばなりません。</p>	②	<p>第6章第3節の評価(Check)において、「総合目標や重点目標の達成度合いやモニタリング指標の推移をふまえながら、取組の進捗状況について、三重県ごども政策推進会議で総合的に評価を行った上で、様々な主体で構成される庁外会議や県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。」としており、年度ごとに事業評価がなされていることを記載しています。</p>
113			<p>子どもの権利を訴う条文は、すべての子どもを対象に作成されるべきものと考えます。ご呈示いただいているものは、被虐待時のためのものと思えてしまいますのは、何故なのでしょう。条文と取り組むべき計画がセットになっている故でしょう。条文は計画作成にあたって照らす存在です。それに価する条文の作成をご検討下さい。</p>	⑤	<p>ご意見ありがとうございます。</p>